

あゆみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則
—公開・民主・自主—を守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4
Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

拡大窓口交渉：テレワークの運用について

3月13日(月)に原子力機構と拡大窓口交渉を行い、「テレワークの運用」について説明を受け、議論を行いました。内容等について皆様にご報告いたします。

以下、原研労組：[労組]、原子力機構：[機構]で表します。

[機構]：在宅勤務制度については、2019年度より施行運用を行っているが、2020年度よりその中身を拡充することとした。2019年度は育児・介護等の事由がある人を対象として制度を施行運用してきたが、ワークライフバランスの向上、通勤の負荷軽減などを目的として2020年度より運用を本格化する。

資料について説明を実施(内容が多岐にわたるため、詳細は添付資料をご参照下さい)。

[機構]：対象者は職員、常勤職員等とし、定年制の人が対象となる。利用に当たっては希望を申し出てもらい、所属長の承認を得られれば、1ヶ月に8回以内でテレワークの利用ができる。

[機構]：機器については、2019年度はシンククライアントPCを使ってきたが、サーバー代が高価なことが課題であった。国が推奨するものとして、1番はシンククライアントPCの使用、2番が「カチャット」というクラウドのソフトウェアである。今回はこの「カチャット」を導入することとした。

[機構]：次にソフトウェアである「テレワークプラットフォーム CACHATTO(カチャット)」について説明をする。これによって機構イントラに入ることができ、グロービア、リシテア等の各種システムも使用することができる。機構のストレージサーバーにも入ることができ、そこにファイルなどのデータを保管してもらう。ただし、各部など個別のサーバーへのアクセスについては、今回は対応を行わない。Webメールについては使用可能である。

[機構]：制度の利用を希望する場合には、各部署でノートPCを用意してもらうことになる。ソフトウェアのライセンスについては100個を用意した。2020年4月から使用可能で契約期間は1年間である。今回はIT化推進室等の2019年度予算を使って人事部が手当したが、100ライセンスを超えて希望があれば、各部署で予算を負担してもらいたい。また、2021年度以降は各部署から予算を集めてライセンス費用をまかないたいと思っている。

[労組]：資料の中に「今年度」との表現が何カ所かでてくるが、これはいつなのか？

[機構]：2020年度を指す。ライセンス数を100個とした理由だが、あまり多く調達しても利用されなければ無駄になる。予算を調達できれば年度の途中からでもライセンス数を増やすことはできる。

[労組]： 現在、在宅勤務制度を利用している人は、こちらのシステムに移していくのか？

[機構]： 2019年度に導入したシンククライアントPCの契約期間は2020年9月でライセンスが切れるため、そこまでには移ってもらうことになる。また、在宅勤務制度の申請は1年間有効なので、早い人では2020年6月頃から移ってもらうことになると思う。

[労組]： 説明資料のタイトルは「テレワークの運用について」となっているが、2019年度に導入した「在宅勤務制度」の中でのシステム変更となるのか？それとも新たに「テレワーク」の制度ができるのか？

[機構]： 制度は在宅勤務制度である。資料では在宅勤務とテレワークの言葉の使い分けを正確に行っている訳ではない。一般的に「テレワーク」では自宅以外の場所（カフェやシェアオフィスなど）も含まれて範囲が広がっているが、機構ではあくまで自宅と要介護場所で行う「在宅勤務制度」という位置づけになる。システムとしては、2020年度途中まではカチャットとシンククライアントPCの両方が使えることになる。

[労組]： 2019年度の施行運用で利用者はどの程度いるのか？また、どこの部署での利用が多いのか？

[機構]： 15人である。施行運用は原科研と東京を対象としており、人材育成センター、研究炉部、東京などの部署に利用者がある。

[労組]： 最近、現場にテレワークについての調査があったが、本日の内容とは関係があるのか？

[機構]： その調査はコロナウィルス対応のための調査である。業務機能を維持する観点から、事業継続計画を検討するための話であり、本日の話とは直接、関係がある訳ではない。今後、突発的な災害等により対応を迫られる機会があることも想定し、今回整備する規定の中で読めるようにするため検討してきた。調査では、500ライセンス程度あれば、事業が運営できるとの話であった。

[労組]： 2021年度以降は各部署で費用をまかなうとのことだが、実際に負担するのは部単位なのか課・グループ単位なのか考えているのか？各部署の予算状況によって利用が制限されるようなことは無いのか？

[機構]： 未定であり、それぞれの部署の予算状況までは把握していない。予算は各部署で調整してもらいたい。

[労組]： 時差出勤やゆう活などと併用できるのか？

[機構]： 各種の制度と併用可能である。勤務場所が職場から自宅に変わるだけという認識である。

[労組]： 7.回数、勤務時間(5)についてお伺いしたい。
一日のうちで部分的にテレワーク勤務を行う場合の話だが、資料に書いてある一つのことを要約すると「移動時間が長い場合は休憩時間として入力し、その分は時間をずらして遅くまで働いてください」ということで良いか？

[機構]： 「移動時間はお昼休みなどの休憩時間を延長して、勤務時間をスライドしてください」という意味である。

[労組]： 二つ目の「傷病、子供の養育、介護」についての記述だが、これは移動時間ではなく、「それぞれの事由へ対応する時間は休憩時間として入力し、その分は時間をずらして遅くまで働いてください」ということで良いか？

[機構]： 基本的には同じである。「移動+対応の時間はお昼休みなどの休憩時間を延長して、勤務時間をスライドしてください」という意味である。

[労組]： 今回、対象となるのは全ての定年制の職員等であり、特に傷病、子育て、介護などの事由は不要という事で良いか？

[機構]： そうだ。制度上での制限は特に無いが、利用できるかどうかは業務内容に左右されるかもしれない。

[労組]： コロナウィルス対応とこの制度は特に関係がないのか？罹患して自宅待機になった場合は、月8回と言わず、待機期間はこれで働いてもらうなどだ。

[機構]： 現在、対応が必要な東京では、特例で在宅勤務をしているケースがある。同じカチャットのシステムでライセンス無償貸し出し（2020年4月末まで）があったので利用している。

[労組]： ちなみに、この「カチャット」のメーカーはどこになるのか？

[機構]： 「e-Jan Networks」という会社のようである。

[労組]： このシステムでは各部のサーバーにはアクセスできないとのことだが、利用できた方が効率的と思われる。今後、対応をする予定はあるのか。

[機構]： 各部のサーバーにアクセスできるようにするのは、情報セキュリティの面でなかなか手間がかかるとのことである。今すぐには何とも言えないが、検討は継続していく。

[労組]： こういった在宅勤務などの制度が増えていくとWebメールを使用する機会が増えると思う。Webメールの使い勝手が良くなれば仕事の効率が上がると思うが、利用者からの意見などはないのか？

[機構]： 人事部では何とも言えない。アドレス帳が使えないなどの制限はあるが、それなりに使えているのではないかと。

以上

～ お知らせ： 労組の大会開催について ～

3/13（金）に予定していた「原研労組の定期中央大会」は現在、新型コロナウイルス感染症対策のために開催を延期しております。組合員の皆様にはご心配・ご迷惑をおかけして大変申し訳なく思っております。

開催時期は現在のところ未定ですが、状況等を見て開催案内を出させていただきたいと考えておりますので、その際にはご理解・ご協力をよろしくお願いいたします！

第111回 高崎支部大会の報告

3月11日（水）に原研労組の第111回 高崎支部大会をQST 高崎研にて開催いたしました。那珂研より中央執行委員1名が参加し、第71期中執の活動情報の報告を行い、職場の現状や今後の活動方針等について議論を行いました。皆様に大会の議事等をご報告いたします。

中央執行委員の挨拶

- 定期中央大会について、まだ開催できていないことをお詫びします。3月11日（金）に開催する予定でしたが、新型コロナウイルスの感染症対策により延期することとなり、現在は3月27日（金）を予定しています。（追記：現在、再延期により未定です）
- 現在の中央執行委員は5名であり、少数精鋭で取り組んでいますが、なかなか思うような結果が出せずに苦しんでいます。これは中執の力量が不足している故の問題ではありますが、高崎支部の方々にも引き続きご協力をよろしくお願いいたします。
- 以前お話しした組合規約の改正や中執の行動費の見直しなどについては、今回の大会では取り上げないことになった。
- 4月に新入職員の組合説明会を放医研労組と共同で開催する予定です。高崎研に配属される新入職員についても、ぜひともお声がけをしていただきたい。
- 1月及び2月に事務折衝があり、QSTより同一労働・同一賃金についての説明を受けた。内容は、定年制と任期制の違いを見直すものであり、各種手当や休暇について4月より規定類が改正される。

参加者と中執の質疑応答

- 技術員手当の削減について
我々が求めて行くところは7級まで継続支給だが、それが叶うまで月の手取りが減額にならないような経過処置をして欲しいと引き続き訴えていく。
- 臨時用員の処遇について
同一労働・同一賃金について、臨時用員の夏季休暇の付与日数が増えることは喜ばしいが、処遇については改善されない。臨時用員も労組に入ってもらえるよう声を掛けてみてはいかがか？本人達から賃上げを訴えた方が経営陣に響くのでは？
- 福島特会の終了について
来年度から福島特会分の予算がごそっと削られる。これを契機に、照射施設の廃止や年間請負契約などの運営の見直しが行われている。
- 高崎支部の事務折衝について
最近は行っていない。何かあればその都度対応していきたい。
- 高崎平和フォーラムについて
近年参加していない。このまま継続又は脱退するかは今後の検討課題である。

以上